

静岡県公安委員会規則第1号

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年2月7日

静岡県公安委員会委員長 諏訪部 敏 之

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

第1条 交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和52年静岡県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表				別表			
警察署名	名称	位置	所管区域	警察署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
静岡中央警察署	(略)			静岡中央警察署	(略)		
	静岡駅前交番	(略)			静岡駅前交番	(略)	
	昭府交番	(略)			昭府交番	(略)	
	(略)				(略)		
	清沢警察官駐在所	(略)			清沢警察官駐在所	(略)	
	賤機警察官駐在所	静岡市葵区福田ヶ谷210番地の2	静岡市葵区のうち 上传馬、下、福田ヶ谷、松富一・二・三・四丁目、松富上組		賤機交番	静岡市葵区下227番地の9	静岡市葵区のうち 上传馬、下、福田ヶ谷、松富一・二・三・四丁目、松富上組
玉川警察官駐在所	(略)		玉川警察官駐在所	(略)			
(略)				(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表		別表	

警察署名	名称	位置	所管区域
(略)			
静岡中央警察署	(略)		
	賤機交番	静岡市葵区下227番地の9	静岡市葵区のうち <u>上传馬、下、福田ヶ谷、松富一・二・三・四丁目、松富上組</u>
	昭府交番	静岡市葵区昭府一丁目21番1号	静岡市葵区のうち <u>籠上、桜町一・二丁目、昭府町、新伝馬一・二丁目、新伝馬三丁目</u> の一部、辰起町、平和一・二・三丁目、美川町
	(略)		
	弥勒交番	(略)	
	秋山町警察官駐在所	静岡市葵区堤町914番地の288	静岡市葵区のうち <u>秋山町、伊呂波町、新伝馬三丁目</u> の一部、堤町、与一一・二・三・四・五・六丁目
	牛妻警察官駐在所	静岡市葵区牛妻2095番地の3	静岡市葵区のうち <u>牛妻、門屋、津渡野、松野、油山</u>
産女警察官駐在所	(略)		
(略)			

警察署名	名称	位置	所管区域
(略)			
静岡中央警察署	(略)		
	賤機交番	静岡市葵区下227番地の9	静岡市葵区のうち <u>牛妻、門屋、上传馬、下、津渡野、福田ヶ谷、松富一丁目</u> の一部、 <u>松富二・三・四丁目、松富上組、松野、油山、与一一・二・三・四・五・六丁目</u>
	昭府交番	静岡市葵区昭府一丁目21番1号	静岡市葵区のうち <u>秋山町、伊呂波町、籠上、桜町一・二丁目、昭府一・二丁目、昭府町、新伝馬一・二・三丁目、辰起町、堤町、平和一・二・三丁目、松富一丁目</u> の一部、美川町
	(略)		
弥勒交番	(略)		
産女警察官駐在所	(略)		
(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。